

薩埵正邦小伝(1) : 法政大学の創立者

MATSUO, Shoichi / 松尾, 章一

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

14

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

37

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

1967-10-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009001>

薩埵正邦小伝(一)

——法政大学の創立者——

松尾章一

目次

- まえがき
- 一、その生涯
- 二、その思想(以下次号)
- あとがき

まえがき

一八八〇年(明治十四年)四月十日の「東京日日新聞」に、左記のごとき広告がのった。

「吾儕今般東京法学社ヲ設立シ左ノ二業ヲ創ム此段広告候也但其各規則ハ乞フ本社ニ來觀アレ

東京法学社

聯誼
代官局

教師ヲ聘シ専ラ我国ノ新法ヲ講シ又仏国法律ヲ講義ス 上告、控訴、初審、ノ詞訟代言ヲ務メ又代言生ヲ陶冶ス

薩埵正邦小伝(一)

東京駿河台北甲賀町十九番地池田坂上

東京法学社

金 丸 鉄

伊 藤 修

明治十三年四月

一八八〇年四月に設立された東京法学社こそ、わが法政大学の前身なのである。右の広告にあるように、東京法学社は、講法局と代言局の二局からなっていた。講法局は、もっぱら法律学を講じ、代言局は、弁護士養成(当時、弁護士を代言人とよんだ)と裁判の弁護をひきうけることを目的とした。東京法学社は、そののち、一八八一年五月に東京法学学校、一八八九年五月に和仏法律学校、一九〇三年八月に和仏法律学校法政大学、一九二〇年四月に法政大学と名称をかえて今日にいたっている。

東京法学社が設立された一八八〇年という年は、わが国で最初のブルジョア民主主義革命運動であった自由民権運動が、国会開設運動という大衆運動の形態をとって、全国的にもっとも高揚した時であった。しかも、東京法学社は、フランス法学の立場をとる自由民権派代言社として創立された。

東京法学社の創立者である金丸鉄は自由党员、薩埵正邦は立憲改進黨員というように、ともに自由民権論者として、藩閥専制政治をおこなった明治絶対主義権力とたたかいたのである。金丸や薩埵は、フランス近代法思想をもって、当時の人民大衆に、人権の尊嚴なること、法律や裁判が人民の生活と権利をまもるうえでとくに大切であることを教育し、啓蒙することにその生涯をかたむけた。当時、東京法学社のような自由民権派代言社は、東京に三十ほどあつ

た。これらのなかで、東京法学社は、とくに大きな存在であったとはいえないが、現在までのこっているこの系譜をひく大学としては、日本でもっとも古い歴史とかがやかしい伝統をもっている。本学の歴史については、『法政大学八十年史』（一九六一年八月刊）にくわしくのべているので参照されたい。

この小論の目的とするところは、『法政大学八十年史』でじゅうぶんにあきらかにすることができなかった、本学の創立者である薩埵正邦の生涯と思想を紹介することにある。この小論は、法政大学の歴史を今後研究していくための基礎的史料となるとともに、本学の建学精神と学風を考えるうえできわめて重要な手がかりとなるのではないかと考える。また、たんに本学の歴史にとって必要なばかりではなく、現在ではほとんどどうでもしまっている薩埵正邦というすぐれた人物を紹介しておくことも、現代に生きるわれわれにとってけっして無益なことではないと思つたからである。

本学の建学精神は、「自由」と「在野」の精神であるといわれている。いったい、「自由」と「在野」の精神とは、どういう意味なのであろうか。現在、われわれは、「大学」にたいして、さまざまイメージをいだいている。いままで考えられていた「大学」はもはや存在せず、まったくあたらしい内容の「大学」がうまれようとさえしている。大学論が現代の重要な社会問題の一つとしてさかんに論議されている。「大学の危機」を訴える声がしきりとさげばれている。たしかに、現代の大学はいろいろな困難な問題を多くかかえている。とくに私立大学はそうである。このような時期に、八十余年にもおよぶながい歴史と伝統をもっている大学に生活しているわれわれは、何をなすべきであろうか。この歴史と伝統をまったく無視して、現在の大学のかかえている諸問題を解決し、よりよき大学の未来像を考えることがはたしてできるであろうか。本学は、日本近代百年の歴史のなかで、おおくの紆余曲折はあつた

が、日本の民主主義の発展に貢献することがきわめて大であったと筆者は考えている。ことに、小論であつかつている草創期の金丸鉄や薩埵正邦らはたした役割はそうである。そして、本学の進歩的な学風を形成するうえできわめて大きな影響をのこしているのではないかと思う。もちろん、本学の民主主義的な学風が、金丸や薩埵という創立者たちによつてのみ形成されたというのではけつしてない。このような考えは、歴史はすぐれた個人（英雄）の力によつてつくられるものであると考えるあやまりをおかすことになるだろう。創立いらい歴史に名をとどめていない無数の人々の努力によつて、創立期の建学精神が育成され、まもりつづけられて、今日の法政大学のすぐれた学風が形成されてきたのだと思う。伝統というものは、つねに確認できるものではない。あるときは、まったく影を没して見えないうことさえある。そのようなときには、その伝統をほりおこす努力をすることが必要である。現在の法政大学は、そのような時期に直面しているのではないだろうか。こんにちこそ、すばらしい未来への展望をきりひらくために、あらためて過去の歴史をふりかえつてみることも意義のあることではないかと考える。この小論が、そのきっかけにもなるならば幸いである。

小論では、薩埵正邦の生涯を伝記風にまとめた、前半の「その生涯」のみを本号にのせることにし、薩埵の思想を究明した後半の「その思想」は次号にまわさざるをえなかつた。薩埵正邦という個人を理解するために、思想と行動を統一的に把握することが必要であることはいうまでもないことであるが、枚数の関係からやむなく分載せざるをえなかつた。ご了承いただければありがたい。なお、金丸鉄についても近く発表を予定している。

一、その生涯

薩埵家と石門心学

薩埵正邦（さつたまさくに）は、一八五六（安政三）年五月十九日、京都市上京区今出川千本東入般舟院前町に生まれた。⁽¹⁾

薩埵家は、石門心学の流れをひく学者の家柄である。石門心学とは、一七二九年、京都で石田梅岩によって創始され、神儒仏の三教を折衷した学問である。梅岩は、伝統的な学問や思想にとらわれることなく、生地、眼、耳で人間をあるがままの姿においてとらえようとし、「知心見性」を本とした。京都で講席をひらき、いっさいの謝礼もとらずにだれにでも自由に聴講させた。忠孝、正直、儉約、勤勉などの道徳を外からおしつけるのではなく、そうしなけばおれない心境をうみだす根拠を人間性に求めようとし、わかりやすい道話を通じて庶民にその自覚をうながすとともに、ふだんの日常生活のなかに道徳の実践を説いた。門人のほとんどが町人であったことから「町人の哲学」とさえいわれた。薩埵家の二代目徳軒⁽²⁾は、上述したように江戸時代における特異な存在であった庶民教育者石田梅岩の高弟手島堵庵の門人であった。徳軒の門下から、石門心学派のなかでも声名高い柴田鳩翁がでてくる。薩埵正邦は、初代元離から七代目の秀堅の長子として生まれた。正邦が後年東京法学社を設立し、「自由」と「在野」の精神のみなきつた学校をつくりあげたのも、このような家柄に生をうけたことも多分に影響しているのではないかと思う。正邦は七才にして両親を失ない、能書家として名高かった祖母孝子（号惟孝）の手で育てられた。六才にして大学を暗誦して神童のほまれ高かった。その後、堀川派の名儒伊藤仁斎の後裔である伊藤重光や山本秀夫等について諸籍を修めた。⁽³⁾

恩師レオン・ジュリー

一八七一(明治四)年十二月、満十五才のとき京都仏学校に入学した。同校でフランス人御雇教師レオン・ジュリーについてフランス語を学ぶことになった⁽⁴⁾。レオン・ジュリーは、一八六二(文久二)年、幕府が蝦夷地を開拓するために函館に病院を設立せんとしたとき、当時のフランス駐日公使レオン・ロツシユが本國で医者を募集したさいに応募して来日した。しかし、病院設立のことは中止になったため、ジュリーは翌一八六三年七月、長崎領事に任命された。その後、一八六七(慶応三)年、パリで万国大博覧会がひらかれ、幕府から徳川民部大輔一行が派遣されることとなり、ジュリーはこの一行の案内役として帰国した。一八六八(明治元)年、ふたたび来日して長崎領事に帰任したが、翌年、フランス政府は長崎領事館を閉鎖し、かれにアフリカに転任することを命じたが、この命にしたがわず一八七〇年十月、同地の広運館のフランス語教師となった。長崎広運館時代のジュリーは熱誠をこめて教授の任にあたり、生徒のあいだで敬慕されたといわれている。このジュリーを、一八七一年十月、当時、神戸在勤のフランス領事エーブル・エーゼ・ガークルのすすめで、京都府参事榎村正直等が京都府にまねくことになったのである。京都府はジュリーを一八七二年正月から七五年正月までの満三年間正式に京都仏学校の語学教師として採用し、月俸洋銀二五〇ドルを支給した。なお、雇用期間中、住宅を貸与した。またジョセフィヌ夫人にも一カ月五〇ドルないし一〇〇ドルを給与した。すでに京都府では、欧米の文化を輸入して人智を開発する目的で欧学舎をつくり、ドイツ人リュードルフ・レーマン、アメリカ人チャールズ・ポールドウィンらを御雇教師として、英独語を教授させていたが、さらにジュリーを雇入れたため、七一年十月、府令を出して語学志望の生徒を募集することになったのである⁽⁶⁾。薩埵はこのとき応募して入学した。同校における成績は、「数百ノ学生中嶄然頭角ヲ現」わしたといわれている⁽⁷⁾。敬虔なカトリック教徒であったジュリーの京都仏学校での生活ぶりを「京都府誌」はつぎのごとくつたえている。

「ジュリー学校ニ在ルヤ生徒ト起臥寢食ヲ共ニシ、謹嚴身ヲ持シ以テ生徒ヲ率イ、勵精事ニ當リ、更ニ倦怠ノ色ヲ表ハシタルコトナシ。即チ毎朝四時ニ離床シ、人ニ接スルニハ必ラズフロックコートヲ着用シ、略装シタルコトナシ。而シテ札拜ヲ畢リタル後直ニ教場ニ入リテ生徒ノ復習ヲ監シ、八時朝食ヲスルヲ例トナセリ。朝食畢リタル時ハ生徒ヲ運動場ニ率イ、擊劍弓術ヲ稽古セシメ、自己ハ其傍ニ在リテ之ヲ監督シ、又自ラ指揮官トナリ、維新前旧藩ニ行ハレタル訓練即笛太鼓ヲ使用スル仏式軍隊教練ヲ行ヒ、九時ニ至リ語学ノ教授ヲ開始シ、午後ハ歴史地理理科等ノ学科ヲ授ケ、又談話ノ練習ヲナサシメ、三時ニ至リ一時休憩シ、更ニ午後六時マデ教授ニ従事シ、夕食ヲ了リタル後、少時ノ休憩時間ヲ除キ九時就寢スルニ至ルマデ復習ヲ監督シ、寸時モ之ヲ離レタルコトナク、約百人ニ近キ生徒ヲ數組ニ分チ、二名ノ上級生ヲシテ下級ノ教授ヲ補助セシムルノ外、一切ノ教務ヲ一人ニテ担当シタリ。

(中略)ジュリーノ生徒ヲ訓育スルヤ真ニ嚴格ニシテ仮借スルコトナシ。特ニ不規律生意氣ヲ嫌忌シ、偶々喫煙者ヲ発見スルトキハ大ニ懲戒ヲ加ヘ、時ニ鞭ヲ加ヘタルコトアリ。然レドモ又甚懇篤ニシテ自費ヲ以テ生徒ノ寢台ヲ購入シ、躬ヲ缺ヲ執リテ生徒ノ理髮ヲナシ、夜間屢々宿舍ヲ巡回シテ、生徒ノ寢具寢姿ニ注意シ、外出ノ時ハ刷毛ヲ以テ衣服帽子ヲ清拭スル等慈母モ及バザル注意ヲ与ヘタリ。休日ニハ生徒ヲ校外ニ誘ヒ、或ハ実物教授ヲナシ、或ハ軍樂ヲ奏シテ操練ヲナシ、一時一刻ト雖モ苟モセズ、而カモ生徒ノ興味ニ留意シ、祝日、祭日等ニハ活人画像裝行列等ヲ行ハシメ、故木戸孝允入洛ノ時覽ニ供シタルコトアリト云フ。⁽⁸⁾

一八七四年十二月七日、ジュリーの任期が満了にちかづいたため、京都府はとくに官費をもつてさらに雇用をつづけたいと政府に申しでたけれどもゆるされなかつた。そのうえ、経費の関係で、京都仏学校は七五年一月かぎりで閉鎖してしまつた。⁽⁹⁾そこで、七五年四月、ジュリーは上京し、二年契約で、東京開成学校(現在の東京大学の前身)に

つとめた。そこで、フランス文学、歴史などを講ずることになった。また、七六年九月から東京外国語学校（現在の東京外国語大学の前身）の教師をもちねた。⁽¹⁰⁾

上 京

薩埵は、ジュリーが京都から東京へうつると恩師にしたがって上京し、ふたたびジュリーについて二年間普通学をおさめた。⁽¹¹⁾ このとき薩埵は、東京開成学校、東京外国語学校のどちらにも正式に在籍していたのではなく、個人的にジュリーの指導をうけたのではなかったかと推測される。後述するように、ボアソナードにも法律学を教わっているが、当時、ボアソナードは司法省明法寮で教鞭をとっていたけれども、薩埵はこの明法寮の生徒でもなかった。十九才の薩埵は、学問への情熱にもえてひとり笈をおって上京したが、家が貧しかったため学資をだしてもらったことができず、正式に学校に入学して学業に専念することができなかった。⁽¹³⁾ そこで、元老院議員齋藤利行の書生として住みこみ、苦学しながら漢籍とフランス語の研鑽をつづけた。やがて、当時の志をもった青年のおおくがそうであったように、法律学を学びたいと熱望するようになった。しかし、当時、東京には法律学を学ぶ学校はほとんどなかった。わずかに、一八七五年五月、浅草前通森田町九番地に、元田直によってつくられた法律学舎が最初にして唯一のものであった。⁽¹⁵⁾ 薩埵はジュリーについて学んだフランス語の知識をたよりに法律書で独学するとともに、桜井能監らを中心とする仏国民法研究会の会員となって研究にはげんだ。⁽¹⁶⁾ 桜井は薩埵のすぐれた才能をみとめ、一八七八年三月、内務省にすいせんした。⁽¹⁷⁾ 翌七九年八月、政府が民法編纂のために招聘したボアソナードに直接指導をうける幸福にめぐまれた。前述したような事情で、司法省明法寮の生徒になることはできなかったが、これ以後六年間にわたってボアソナードについて法律学を勉強した。⁽¹⁸⁾ ボアソナードは「体小ニ気大ナリ性酒ヲ好ミ頗ル磊落ノ風」⁽¹⁹⁾があつたといわれる

薩埵をひじょうに愛した。ポアソナードは、薩埵を司法省にすいせんした。薩埵は官吏になる考えなどけつしてなかつたのだが、⁽²⁰⁾法律学を勉強するための学資を得るためにはしかたがなかつた。七九年十二月十七日付で、司法省雇となつた。また、翌八〇年六月二十三日付で、開局したばかりの民法編纂局の御用掛もかねた。⁽²¹⁾ここで、ポアソナードの指導をうけながら、これまで勉強してきたフランス語とフランス法の知識をつかつて、実際に法典編纂にあつたことは、薩埵にとって、後年法律学者として立つためにはきわめて有意義な時期であつた。また、当時、政府内において、筆頭参議として権勢をほこっていた大隈重信の最高ブレインの一人であつた小野梓が、民法編纂局副長として薩埵の上司にいたことが、薩埵をして自由民権思想に共鳴させ、立憲改進黨員として政治運動にも参加させる動機になつたのではなかつたかと考える。薩埵は司法省雇として月俸十五円をもらつた。⁽²²⁾官等は下から二番目の十六等である。最高の一等(大臣、大将)の月俸は八〇〇円であつた。当時、米一升が五錢、流行の「開化鍋」(牛鍋)が三錢から五錢、風呂が大人八厘であつた。このとき薩埵は二十四才であつた

東京法学社の設立

司法省につとめる下級官吏となつた青年薩埵は、ときあたかも自由民権運動が全国的な反政府運動として展開されつつあつた革命的情勢のなかで、金丸鉄と伊藤修というよき同志をみつけた。さらに橋本胖三郎、大原鎌三郎、堀田正忠等の協力をえて、⁽²³⁾一八八〇年四月、東京法学社をつくることになつた。

小論のはしがきに引用したように、東京法学社は、一八八〇年四月、当時東京で発刊されていた各種の新聞にその設立広告を出したが、その広告には薩埵の名はでていない。おそらくこの理由は、当時司法省に勤務する官吏であつたためではなかつたかと考える。しかも、東京法学社は、明治政府の藩閥専制政治に反対して設立された自由民権派

代言社としての性格をもっていたからなおさらであった。しかし、表面はそうであったとしても、東京法学社を創立した実質上の中心は、薩埵であったことは疑えない。⁽²⁴⁾

前述したごとく、東京法学社は代言局と講法局の二局を併設して発足した。ところが翌五月にはやくも代言局は廃局となった。これは、一八八〇年五月十三日に発布された司法省甲第一号布達による改正代言人規則が原因である。一八七六年二月二十二日に代言人規則がはじめて制定せられたが、これによれば代言人になる資格がきわめてゆるく、したがって「本分の主義に悖り私利のみ図る」いわゆる「三百代言」が多く、そのために「其取締の方法を厳にし弊風を改良する目的」で、この改正代言人規則がだされたといわれている。⁽²⁵⁾表面上の理由は実際にそうであったことはたしかであるが、自由民権論者に代言人が多くいたことをみおとしては、この年（国会開設請願運動が最高潮に達した年でもある）に代言人規則が改正されたという意味をたたく理解することはできないであろう。

代言局は廃局後も金丸と伊藤が中心となり、鑑（監）定局と名をかえてつづけられた。⁽²⁶⁾ いっぽう、講法局は、薩埵が中心となって、九月十二日に開校式をおこない、翌十三日に授業をはじめた。東京法学社は左記のごとき新聞広告をだしている。⁽²⁷⁾

「東京法学社開校」広告

今般法学教師四名ヲ聘シ来ル九月十二日開校十三日ヨリ毎日^(自午後三時至四五時)左ノ課目ノ通り教授ス依テ予テ御申込ミノ諸君并ニ有志諸君ニ報告ス

○日本新刑法○同治罪法○仏国民法○英国憲法○同証拠法

八月

東京駿河台北甲
賀町十九番地

東京法学社」

法学教師四名とは、この広告ではあきらかではないが、おそらく橋本胖三郎、大原鎌三郎、堀田正忠、岩野新平で、仏国民法を岩野と橋本、英国憲法と証拠法を大原、日本刑法と治罪法を薩埵と堀田とが担当したのではないかと推察する。

薩埵は開校式にあたって、祝辞をのべ、このなかで開校の趣旨をあきらかにしているが、この内容については、二の「その思想」でくわしくふれることにする。

東京法学会に入学を希望する生徒が百名以上もおしかけた。そしてその生徒のほとんどが、寄宿をのぞんだため、塾舎をつくることにした。また、学課目もふやし、夜間も授業をおこなうことにした。⁽²⁸⁾十月にはつぎのような時間割を發表した。⁽²⁹⁾

「本社教課書目并に時間の儀左の如く相定め候に付此段及広告候也

昼学課目

○月曜日(自午後三時半至同五時半) 日本治罪法講義 ○火曜日(同上) 日本刑法講義 ○水曜日(同上) 日本治罪法講義 ○木曜日

(自午後三時半至同六時半) 英国民事犯法講義 ○金曜日(自午後三時半至同五時半) 仏国民法講義 ○土曜日(自午後一時至同三時) 日本刑法講義

夜学課目

時間は連夜自午後七時至同九時

○月曜日 仏国民法論講 ○火曜日 日本治罪法論講 ○水曜日 仏国商法講義 ○木曜日 日本刑法論講 ○金曜日 法律格言講義 ○土曜日 法律討論会

右の外に別科を設け土曜日曜を除くの外連日午後一時より同二時半まで仏蘭西学を教授す

明治十三年十月二十一日

東京法学校

東京法学校は、入塾希望の生徒が多くてすべて收容できず、入塾を断らねばならないほどであった。そこで、十二月には校舎を神田区錦町二丁目三番地にうつすことにした。このときの新聞広告ではじめて、薩埵は金丸と伊藤の三名連記の筆頭に名前をつらねている。薩埵は一八八一年一月二十二日付をもつて司法省雇と民法編纂局御用掛の依願免官の辞令をもらっている⁽³¹⁾ので、この新聞広告に名をだしたときには、すでに辞表をだしたあとであったのかもしれない。このときいろいろ薩埵は、東京法学校で法学教育に専念することになる。

東京法学校の独立

一八八一年五月、東京法学校から講法局が分離独立して東京法学校と称することになった。東京法学校は、東京法学校とことなつて、純然たる法律を教授する学校であつた。薩埵が主幹となつた。このとき薩埵は若冠二十五才であつた。東京に、すでにあつた慶応義塾(創立者・福沢諭吉、一八五八年設立)、東京法学校につづいて設立された明治法律学校(現在の明治大学、一八八〇年十二月設立、八一年一月開校、創立者・岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操、西園寺公望)、東京専門学校(現在の早稲田大学、一八八一年十月設立、創立者・大隈重信)、英吉利法律学校(現在の中央大学、一八八五年七月設立、創立者・増島六一郎、穂積陳重ら)などにみられる創立者たちとちがつて、正式の学歴もなく、社会的名声もなく、まして財産もない無名の一青年にすぎなかつた薩埵正邦にとつて、学校を経営していくことはなみたいていの苦勞ではなかつたであろうと想像する。薩埵は学校の二階にとまりこんで、学校の経営と教育に専心した⁽³²⁾。幸いなことに、恩師のポアソナードが精神的な援助だけでなく、みずからも東京法学校の講師として

毎週一回仏民法契約篇を講義してくれた。また、ジョルジュ・アッペール (George Appert) も来校して仏国公法と行政法を担当したことは、東京法学校の名声を大にした。⁽³³⁾ 前掲の『帝国名士叢伝』の著者は、「君ノ初メテ東京法学校ヲ創立スルヤ微々タル一私立校タルニ過ギサリシガ君ノ熱心ト忍耐トハ凝リテ一大法律学校トナリボアソナード氏ヲ始メ内外ノ法律大家蕪然一致シテ君ノ為ニ力ヲ致スニ至リ」⁽³⁴⁾ としるしている。

一八八二年十月三日、主幹薩埵は、神田区学務委員沼間守一と神田区長沢簡徳と連記で、東京府知事芳川頭正に私立法律専門学校設置願をさしだした。⁽³⁵⁾ この願書によれば、教員は、橋本胖三郎 (東京控訴院詰検事)、堀田正忠 (大審院詰検事)、亀山貞義 (司法省一等属)、森順正 (司法省七等属) のわずかに四名で、そのほかに員外講師として、ボアソナードがいるのみである。これらの教員は、すべて「無謝儀」であると書かれていることからみても、ボアソナードの門下生としてのよしみから、まったく奉仕的援助であつたものと考えられる。薩埵は主幹として学校経営面での最高責任者であるいつぼう、法学通論、刑法、売買法、交換法などの講座をもち、また、森順正とともにボアソナードの講義の通訳もしている。⁽³⁶⁾ そこで、東京法学校の講師数はしだいにふえていつたが、そのほとんどが法律学士や法学士の学位をもつた現職の司法官僚、東京帝国大学教授、弁護士等であつた。法律学士とは明法寮と司法省法学校の卒業生に、法学士は東京帝国大学法学部の卒業生にあたえられた学位であつた。このような講師陣のなかにあつて、薩埵にはなんらの学位もなかつたが、当時の社会は、薩埵にたいして「近世法学博士ノ学位ヲ有セス法律学士ノ称号ヲ持セス而カモ学識富饒法学社会夙ニ劣ラズトシテ其名ノ噴々タルモノ」⁽³⁷⁾ と高い評価をあたえていた。当時としてもきわめて貧弱な規模であつた東京法学校が、わが国で最初の私立の法律学校として正式に認可されたことは、薩埵の法学教育に傾けた情熱によることはもちろんであつたであろうが、恩師のボアソナードや当時神田区学務委員で

あつた沼間守一の同志的援助があつたからではなかつたかと考える。沼間は、立憲改進党内の四大流派の一つである嚶鳴社系のリーダーであつた。⁽³⁸⁾

東京府知事にさしだした「設置願」の第七款「生徒定員及び入学生徒ノ学力」によれば、設立当初の東京法学校の入学者定員は一五〇名で、学力は「普通ノ文章ヲ読ミ得ルノ力」があればよかつた。しかし、薩埵は、八三年九月の新学期から学則を改正し、中学四年の課程をおえて入学させ、三年間修学させることによつて生徒の学力の向上につとめ、法律をもつて社会に役に立つ人間を育成しようとした。⁽³⁹⁾ 薩埵は、東京法学校で学ぶ生徒にたいしてだけでなく、「地方ニ在リ良師ニ乏シキ者又ハ東京ニ在ルモ学校ニ入ル能ハサル者ヲシテ法律ヲ研究セシムルノ目的」から一八八五年十一月、東京法学校に中央法学会をつくつた。⁽⁴⁰⁾ 今日の通信教育の先駆である。中央法学会は、入学金、会費ともに五十銭であつた。在京会員のために、毎月一回(第二日曜日)、法律講義と討論会をひらいた。同年十一月一日の第一回中央法学会の参会者は千名をこえた。同会は十一月五日、「中央法学会雑誌」を創刊した。その編輯人は、東京法学校的第一回卒業生(一八八五年)で、第一回衆議院総選挙に自由党から立候補して最高点で当選した山田東次がなつた。

東京法学校の発展にかたむけた薩埵の努力は実をむすび、専修学校(現在の専修大学)、明治法律学校、東京専門学校、英吉利法律学校等とともに五大法律学校として世間で認められるまでになつた。東京法学校は、他の五大法律学校とともに、一八八六年八月二十五日に公布された私立法律学校特別監督条規により、九月十二日、帝国大学特別監督下におかれ、さらに八八年五月五日に私立法律学校特別監督条規が廃止され、代つて特別認可学校規則が發布されるや、九月十二日、特別認可学校に指定された。

政治の社会へとびこむ

薩埵は東京法学校の発展のために専念しながらも、けつして政治社会の動きにたいして無関心ではなかつた。「明治十四年の政変」⁽⁴¹⁾によつて、大隈重信は、政府部内にいた小野梓、矢野文雄ら大隈派ブルジョアの進歩官僚をことごとくひきつれて下野し、一八八二年四月二十六日、立憲改進黨をつくつた。このとき参加した党員は一六名であつた。薩埵もそのなかの一人であつた。フランス法学にもとづくブルジョア民主主義的な法思想を当時の人民大衆に普及していくために、これをはばむすべての封建的な専制権力に反対した。一八八〇年代には、わが東京法学校をはじめ、「私立学校における法学教育は、その草創期において、民衆の具体的な権利擁護の実践ときわめて密接に結合していた点に大きな特徴をもつていた」⁽⁴²⁾。私立法律学校のおおくは、自由民権運動をささえる有力な基盤であつた。したがつて、私立学校にたいする政府の干渉と圧迫は、学問と教育の自由と進歩にとつて非常な障害となつた。なかでも、立憲改進黨を組織して公然と反政府派の立場をとつた大隈が政府の干渉を排して学問の独立を理想として設立した東京専門学校にたいして、政府はあらゆる圧力をくわえた。当時一般的であつた判検事や東京大学教授が私立学校に出講することにたいして、これを法律的に禁止しようとした。このために、東京専門学校は教員難におちいり、ことに法科は閉鎖しなければならぬ危機が生じた。このとき、薩埵は、三宅恒徳（三宅雪嶺の実兄）や侯野時中らと政府の干渉や妨害に屈せず講師として出講し、東京専門学校の危機をすくつて⁽⁴³⁾いる。

一八九〇（明治二十三）年七月一日、わが国で最初の衆議院議員総選挙がおこなわれた。このとき、薩埵は郷里の京都府第一区から定員一名のところを、自治党（保守）の浜岡光哲、中立の坂本則美に対抗して、ただ一人の革新派候補である立憲改進黨員として出馬した。薩埵にたいする世評は、つぎのような記事からもうかがわれるように好意的だつた。

「夫レ君ノ法理ニ明晰ニシテ其學識ニ富ムハ今日法学社会ノ輿論ニシテ其雄弁快舌人ヲ驚カシムルノ妙アルモノモ亦今日ノ公評タリ想フニ此學識ト此雄弁トヲ以テ他日国会場裡ニ立ツアラハ其運動將ニ端腕諦視スヘカラサルモノアラントス豈ニ又愉快ナルコトナランヤ」⁽⁴⁴⁾

「浜岡氏ノ能辯薩埵氏ノ學術坂本氏ノ見識一長一短黃雌ヲ抉ムモノナキニアラズト雖ドモ鼎立其勢相角ス吾其中原ノ鹿誰カ手ニ落ツ可キヤ蓋シ迷ヒナクンバアラズ独リ自治中立ノ黨勢ヲ以テ論ズレバ改進ノ着々其位置ヲ占ムルニ若カザルナリ姑ク評語ヲ謹ンデ以テ他日選舉ノ結果ヲ待ツノミ」⁽⁴⁵⁾

いちどは政界へのりだそうと快意した薩埵ではあつたが、この立候補を途中で辞退してしまつた。その理由を薩埵は、「地方の景況を察するに、人民の程度仍ほ未だ其人を知りて之を選舉するに至らず。多くは金力又は腕力に誘導せられて選舉するの類なれば、仮令で當選するも眞正の名譽となすに足らずとの感を起し、本年二月の頃断然国会議員の候補者たることを辞し」⁽⁴⁶⁾たとのべている。議會開設当初の政治社会は、まさに薩埵のいうとおりであつた。⁽⁴⁷⁾政治の世界で生きていくには、薩埵はあまりに純粹な教育者であつたのかもしれない。その後ふたび政界へのりだそうとはしなかつた。

東京法学校の主幹を辞任

薩埵は総選挙の前々年の一八八八年九月いらい東京法学校の主幹の地位を辞任してたんなる講師としてとどまつた。⁽⁴⁸⁾ その三カ月前の六月、東京法学校は、最初の校長として河津祐之⁽⁴⁹⁾をむかえた。このとき、河津は司法省行刑局長の官職にあつた。学監には、帝国大学法科大学三年に在学中の講師吉原三郎⁽⁵⁰⁾が兼任した。九月現在、講師は全部で十七名、そのうち法学博士一名（富井政章で、仏国法律博士ももっている）、法学士五名、法律学士十名、学位をもたな

いのは薩埵と在学中の吉原のみであつた（吉原は翌年法学士となる）。これらの講師のほとんどが帝国大学の教師か判検事で、講師として専任は薩埵のみであつた。しかしながら、東京法学校における薩埵の影響力は、創立当初のごとく絶対的なものではなくなつてきていることが想像できる。同年一月に東京法学校で最初の校友会雑誌「東京法学校雑誌」が創刊されているが、この巻頭論文のなかで、薩埵はつぎのように書いている。

「余曩キ二三ノ学友ト相謀リ、本校ヲ設立スルニ当リテヤ、専ラ学問ノ実ヲ挙グルヲ勉メ、敢テ虚勢ヲ張リ、外形ヲ飾ラザルヲ以テ本校ノ主義トセンコトヲ盟ヘリ。於是乎縦令ヒ其名ハ一時ニ盛ナラザルモ、既ニ八年ノ久シキ幸ニ本校ヲ維持スルヲ得タリ。而シテ去年一タビ本校構成ヲ改革シテヨリ本校々員モ十有余名ノ多キニ至リ、皆熱心ト勉励トヲ以テ其主義ト為ス所ノ諸氏ナレバ、其日ニ授クル教授ノ完整セルコト、幾ド他ニ比類ナキニ至レリ。抑モ学校ノ本文トスル所ハ、其教課ヲ完全ナラシムルニアリ。故ニ他ト相競フモ亦其教課ノ整頓スルト否トニ在リテ、敢テ外形ノ如何ニ在ラズ。余不肖夙トニ此点ニ着眼シ、一念教課ノ完備セン事ヲ計画シタルニ、今ヤ教員及ビ校友諸君ノ尽力ニ由リテ漸ク余ガ素志ヲ達スルヲ得タリ。」

右の文章からも察するに、薩埵は東京法学校における自分の役割はもはや終つたことを自覚していたようである。それは薩埵の素志であつた「教授ノ完整」と「教課の整頓」が達せられたからであつたのだろうか。これはあくまでも筆者の想像なのだが、薩埵の学校経営にたいする理想は、すでに当時の日本の現実のなかで大きな壁につきあたつたのではなかつたかと考える。

自由民権運動は政府の徹底的な弾圧にあつてみじめな敗北に終つた。自由党は、結党当時にもつていた革命的政党としての性格を失ひに失ひ、議会準備政党に墮していつた。そしてついには、八四年十月、政府の弾圧と、党内急

進左派の武力革命蜂起におびえた土佐派を中心とする幹部黨員によつて解党してしまつた。立憲改進黨は、同年十二月、総理大隈をはじめとする最高幹部らがことごとく脱党してしまい、沼間守一らの嚶鳴社派が残留してわずかに党名を維持したものの実質的には解党したのと同然であつた。八四年以後、自由民権派の政治運動からの離脱者や転向者がめだつて多くなつた。このような反動期に、かつて自由民権運動を内からささえてきた私立学校にも深刻な変化が生じてきたのも当然なことであつた。民権運動をほぼ鎮圧し終つた政府は、学校教育をも絶対主義天皇制権力の支配下においた。一八八六年の帝国大学令をはじめとする諸学校令がその法的あらわれであつた。東京大学は帝国大学と改称され、天皇に直屬する官僚の最高の養成機関として国家権力の絶大な保護をうけた。前述したように、一八八六年の私立法律学校特別監督条規、一八八八年の特別認可学校規則は、文部大臣の認可をうけた特定の私立法律学校を帝国大学総長の監督下におくことによつて、国家権力の支配を容易にするものであつた。この認可をうけた特定の私立法律学校の卒業生には、官公立の中学校や司法省法学校の卒業生とおなじく、無試験で下級官僚(判任官見習)になるための資格、判事登用試験規則の受験資格、また、徴兵令を満二十六才まで猶予(普通は満二十才)するなどの特権があたえられた。その代償として、帝国大学総長は私立学校主にたいして、講義内容、教授陣等を報告させる義務をおわせ、その報告にもとづいて自由に干渉できる監督権をもたせたのである。官僚万能の日本の社会において、私立法律学校が経営を維持し發展していくためには、この特権を獲得することが有利であると考え、私立法律学校はみずからすすんでこの特権校にならうとした。東京法学校もこの特権をうけ、当時五大法律学校の一つとして名声を博し、官吏や弁護士を志望して上京した苦学生の登龍門となつた。東京法学校は、草創期においては、在野の民権法流派として、人民の権利を守り、ブルジョア民主主義的「自由」と「平等」を高くかかげたが、民権運動の退潮時代

の趨勢には抗することもできなかつたといえる。創立時にみられた建学の精神である「自由」と「在野」の清新な氣風は、しだいにうすれていつたが、皮肉なことに、創立初期にくらべて講義科目、講師数などははるかに増大し、学校としての基礎が固められた。しかしながら、薩埵にとつてはけつして満足できる学校ではなくなつていたのでなかつたかと考える。前述したように、法学士、法律学士の学位をもつた帝国大学の教授や官吏にまじつて、薩埵一人まつたく在野の法律学者であつたし、政治的・思想的にも立憲改進黨員として反政府的立場にあつた。この薩埵にとつて、いかに東京法学校の發展にとつて有利であつたとはいへ、民権運動を弾圧した專制的な絶対主義権力に屈服して、その支配下におかれることは校主としてたえられない屈辱と考へたのではなかつたらうか。また東京法学校としても、もはや薩埵を必要な人物とは考へなくなつていたのではないだらうか。

本学との關係を絶つ

一八八九(明治二十二)年九月、東京法学校は東京仏学校と合併して、校名も和仏法律学校とあらためた。そして、校長に、日本における近代法輸入の第一の功勞者で、「法律の元祖」といわれてゐた箕作麟祥をむかへた。箕作は當時司法次官の要職にあつた。翌九〇年九月には、フランスより帰国したばかりの帝国大学法科大学教授梅謙次郎を本学の理事員兼学監としてまねき、学内機構の大改革をはじめた。このときいろいろ、薩埵、金丸らの自由民権法学にさせられた創立期の「在野」的な学風に失われ、梅を中心とする官僚法学内における自由主義法学派に学内の実権はにぎられることになつた。

薩埵は、八六年四月、群馬県の高崎につくられた高崎法学校に、教え子の山田東次とともに講師として招聘されてゐる。⁽⁵¹⁾また同年四月、大塚成吉を校主として横浜に横浜法律学校が設立されているが、同校にも薩埵は出講して刑法

を講じている。⁽⁵²⁾

薩埵は、八七年八月には東京近県を、さらに翌八八年十月から十一月にかけて奥羽、北陸方面へと、法学教育普及の程度の視察と法律思想普及の目的で講演旅行にでている。⁽⁵³⁾ また前述したように、九〇年七月には、第一回衆議院選挙に出馬している。

このように、八六年以後の薩埵は、東京法学校を留守にすることが多くなっている。八五年四月くらい薩埵は、時習社の社主として「法律雜誌」を発行していたが、九〇年九月、宇津木信夫にゆずり、時習社とまったく関係がなくなってしまった。そして同月、本学を去って、新設されたばかりの京都の第三高等中学校の法学部教授にむかえられて東京をはなれた。このとき薩埵は、まだ三十四才のはたらきざかりであった。なぜ薩埵があれほど情熱をかたむけて育成した本学をはなれ、また「法律雜誌」までも手ばなして東京を去って京都にいつてしまったのだろうか。まだその理由をたしかめる史料はないのだが、前述したような事情のほかに、恩師のポアソナードが、前年の八九年四月二十八日に、失意のうちに故国に帰ってしまっていること、⁽⁵⁶⁾ それに、京都が故郷であるということも、新しい出発を決意させた動機であったのではなかったかと考える。

第三高等中学校における薩埵は、法学部の中心教授であったし、⁽⁵⁷⁾ 九二年三月に新設された校友会・壬申会の初代演説討論部理事としても活躍している。⁽⁵⁸⁾

しかし、薩埵は、第三高等学校教授としてその後の活躍を期待され、みずからもフランス留学へのつよい希望をいだきながら、一八九七年六月十四日、病のため四十二才の若さでこの世を去った。⁽⁵⁹⁾ 薩埵家の墓所は、京都の名刹大徳寺内の塔頭芳春院にある。

注(一)

薩埵正邦の事歴については、筆者が現在までに管見しえた史料は、大久保利夫著『衆議院議員候補者列伝 第一編 一名帝国名士叢伝』(六法館、明治二十三年三月六日刊)が唯一のものである。(本稿脱稿後に発見した新史料については(59)を参照)薩埵正邦の御遺族は、筆者が『法政大学八十年史』を編集していた際、薩埵の郷里である京都府の全区長にその消息を問い合わせたところ、幸運にも正邦の長男匡の嗣子にあたる薩埵章氏が、現在東京都内に居住されており、その消息をうけとった。かくして薩埵家の嫡流にめぐりあわせたわけである。しかしながら、現在第一銀行に勤務されておられる薩埵章氏の手元には、正邦および本学に関する史料はほとんど保存されていなかった。したがって薩埵正邦に関する事歴は、もっぱら前掲の『列伝』を唯一の手がかりに究明しなければならなかった。それにつけても、この『列伝』に薩埵正邦の略歴が掲載されていることを御教示いただいた前東京大学明治新聞雑誌文庫主任西田長寿氏にたいして厚く感謝の意を表すしだいである。昨年の夏、薩埵、金丸鉄を中心とする本学の創立者の史料を追って京都、大阪方面に足をのびした。その結果、薩埵が一八九〇年九月十日、第三高等中学校(現京都大学、戦前の第三高等学校の前身)の法学部教授として採用された際の記録類一切を京都大学文書課で発見することができた。ここでは、その記録のなかから、薩埵が同校に提出した自筆の履歴書の全文を紹介しておこう。

履歴書

薩埵正邦

京都府平民安政三丙辰年五月京都上京区
今出川千本東入般舟院前町ニ於て生

- 一 明治四年十二月京都仏学校ニ入り二年半仏語学修業
 - 一 明治八年一月同校廃止ニ付東京ニ出テ仏人レオンジュリー氏ニ就キ二年間普通学修業
 - 一 明治十二年八月仏人ボアソナード氏ニ就キ六年間法学修業
 - 一 明治十五年九月私立東京法学校主幹トナリ傍ラ教授ノ任ニ当ル
 - 一 明治廿二年九月東京法学校ト東京仏学校ト合併シ特別認可ヲ受ケ和仏法律学校ト改称セシ以来同校理事員兼講師ノ任ニ当レリ
- 右之通御座候也

薩埵正邦小伝 (一)

明治二十三年八月

右

薩埵正邦

(2) 薩埵徳軒については、一九三〇年に柴田謙二郎(謙堂)氏が岩内誠一氏の写本を再写したものを、さらに、昭和七年に桜部文鏡氏が写し、またこれを同年、岡田敏太郎氏が謄写した「徳軒薩埵先生事跡略」がある。この史料によれば、徳軒の人となりをつぎのように伝えている。「先生人に交り給ふこと無縁之人と雖も親切を尽し給へり、又は田夫野卑など席の差別杯も弁せず気色も見へ給はず只々神妙に聞き居給り、常に寢食遅はり候共せつき給はず菜羹は出来合に任し少しも好み給はず、先生常に無縁の人だも親切を尽し給ふを或人故を問ひければ、先生宜く、世界の人は皆我が子也と答へ給へり、常に召使ひ給ふ下女かたくなにして折々命に背くと雖尚ほ箇様の者程憐みを加へ辛棒し給へり、或時庭に洗濯物干して有けるを、盗し者や有りけむ。下女是れを怒りければ先生宜く、我が家貧しければ呉れよと乞へども与へまじ、幸成哉善施をいたせしと、返って慶び給ひぬ、借物を求め給ふには直段をねぎり給ふ事なく人より物を貰ひたる如くなし給ひ価は溜の如く仕給へり」(四丁)

(3) 前掲『帝國名士叢伝』五三四頁。

(4) 右同書には「十七才ニシテ京都仏学校ニ入りレオン・ジュリー氏ニ從ヒ仏蘭西語ヲ修メ」(五四三頁)とあるが、前掲の「履歴書」によれば、明治四年十二月とあるので、満十五才とした。

(5) レオン・ジュリーについては、高梨光司編『稲畑勝太郎君伝』参照。

(6) 右同書一一二―一一七頁参照。

(7) 前掲『帝國名士叢伝』五三四頁。

(8) 前掲『稲畑勝太郎君伝』一一八―一一九頁。

(9) 右同書一二二頁。同上書には京都仏学校の閉鎖された年月を明記していないが、注(1)で紹介した薩埵の「履歴書」には明治八年(一八七五)一月としるしてある。

(10) 右同書一二二―一二三頁。ジュリーは、日本滞在中、教育者として多くの人材を養成するいっぽう、京都府の殖産興業の発展に、ひいては日本とフランスの文化交流に貢献するところ大であった。すなわち、一八七七年に京都府が仏学校、

師範学校等の優秀な生徒八名をフランスに留学させ、織物、鉱山、製糸、撚糸、染色、陶器、機械、美術等各方面にわたる学理と實際を勉強させているが、これはジュリーの進言によっておこなわれたものである(同上書一二八一—一二二頁)。一八七七年三月、ジュリーは、故国で老後をおくりたいという希望もあり帰国した。一八八五年、日本政府はジュリーの功績にたいして勲四等旭日章をあたえ、八八年にはマルセイユ市日本名誉領事に任命した。一八九一年十月二十四日、七十二才で同地に没した(同上書一二三頁)。

(11) 前掲「履歴書」参照。普通学の内容はあきらかではないが、おそらく語学ではないかと考える。このとき、ジュリーにしたがって京都仏学校から上京し、開成学校、東京外国語学校に入学した生徒に、富井政章、小林樟雄、梅謙次郎、本野一郎、高木豊三がいた。のちに板垣退助を総理とする自由党に所属し、同党左派の領袖大井憲太郎とともに一八八五年、大阪事件に連坐した小林をのぞいて、すべて本学の関係者である。富井政章の妹政子は、薩埵正邦夫人である。

(12) 司法省明法寮については、拙稿「明治政府の法学教育—明法寮と司法省法学校の史料を中心として—」(「法学志林」六四卷三・四合併号参照)。

(13) 前掲「帝国名士叢伝」五三四頁。

(14) 齋藤利行(一八二二—一八八一)は土佐藩士、後藤象次郎らとともに新おこぜ組をつくり、土佐勤王党ら尊攘派に反対する佐幕開国派にぞくした。のちに倒幕派に転ず。一八六七年七月、長崎で土佐人のイギリス水兵殺害事件がおこったとき、後藤とともに談判委員をつとめた。維新後、新政府に出仕し、元老院議員となる。一八八一年五月二十六日没。享年六十才。薩埵がどのような事情で齋藤の書生となったかはあきらかでない。平凡社刊「大人名事典」三卷三〇頁。

(15) 奥平昌洪著「日本辯護士史」一五一頁。法律学舎の開業式(六月一日)には、ボアソナードが講演をおこなっている。

(16) 前掲「帝国名士叢伝」五四三頁。

(17) 右同書五三四—五三五頁。

(18) 右同書五三五頁。「履歴書」参照。

(19) 右同書五三四頁。

(20) 右同書五三五頁。

(21) 薩埵章氏所蔵の辞令。前掲「帝国名士叢伝」によれば、一八八〇年に内務省を辞して司法省の雇を拜命したとあるが

薩埵正邦小伝 (一)

六〇

(五三五頁)、これはあやまりである。

(22) 右辞令による。

(23) 石原三郎編『法政大学参拾年史』(『法学志林』特集、一九〇九年刊、以下『三十年史』と略)三十三―四頁。法政大学の歴史をまとめたものとしては、この『三十年史』が最初であるが、内容に乏しく、かつまちがいが非常に多い。本書は創立三十周年記念式典(一九〇九年四月二十五日に上野精養軒にておこなわれた)を記念して出版されたものである。本学の創立は、この創立三十周年記念式典が一九〇九年におこなわれていることからさっせされるように、戦後『法政大学八十年史』(以下『八十年史』と略)を刊行するまでは、一八七九(明治十二)年二月に創立されたものであるとされていた(現在でも二月二十五日を創立記念日としている)。この根拠は、一九〇一年七月十五日におこなわれた和仏法律学校第十七回卒業式における富井政章校長の「学事報告並ニ訓誨演説」が、現在たしかめられるもっとも古い資料である(『法学志林』二十一号、一九〇一年七月刊、一四〇頁。『八十年史』九十九―一〇〇頁に引用)。そのうち、「法学志林」百号記念号(九卷十一号、一九〇七年十一月刊)にのった石原三郎の「法政大学の過去及現在」のなかで、「我母校の創立は実に明治十二年二月である。其創立者は薩埵正邦、橋本胖三郎、大原鎌三郎、堀田正忠、金丸鉄及伊藤修の六氏であつて、本邦に於ける私立法律学校の元祖である」(二七二頁)とかがれている。以上の創立年月と創立者を、前記の『三十年史』はそのままひきついだものと思われる。なお二月二十五日説の出所であるが、上述した資料はすべて二月であつて日付まで明記していないが、一九二八年九月にだされた『法政大学五十周年記念講演集』所収の校友横山寛平の「法政大学五十年観」のなかで「法政大学の前身は今より五十年前即ち明治十二年二月二十五日東京法学社と称し神田駿河台に創立せられたものであります」(二七頁)と明記してあるのが初見にして唯一のものである。この根拠はまだ確認することはできない。つぎに設立された場所についてすこしおこつておこう。本論のはしがきで引用したように、東京法学社は、一八八〇年四月、東京神田駿河台北甲賀町十九番地池田坂上に設立されたことになっている。この場所は、現在の駿河台名倉病院(整骨専門医)の正面のまむかいにある一角で、東に道路一つ距てて淡路町二丁目に接し、駿河台三丁目の一番東のはずれである。当時、北甲賀町は十九番地に区切られていた。この附近の当時の事情については、拙稿「八十年史裏ぼなし」創立時代(四)「法政大学新聞」一九六〇年五月五日号、五月二十五日号)にしらべているのでこれを参照されたい。ところで、さきの『三十年史』によると東京法学社は、前記の北甲賀町ではなくして、現在駿河台から小川町に通ずる坂

道の西側にある、北甲賀町となりあわせている坂上の西紅梅町に設立されたことになっている。『八十年史』をへんさんするさいにもこの点をあきらかにしたいとしたが、ついに史料的に裏づけることができず、新聞広告にしたがって北甲賀町説をとらざるをえなかった。しかしながら、はっきり公表しない以前に、創立準備段階として、一八七九年二月に西紅梅町で東京法学社つくられたとも考えられる。この疑問点は、大学史の本質を説明する上でさして重要であるとは考えないが、今後の研究課題にしてのこしておくたい。

(24) 前述した富井校長の和仏法律学校第十七回卒業式での学事報告と訓誨演説のなかで「創立以来二度校名ハ變更サレマシタケレドモ実質ハ變ッテイナイノデアリマス。最初ハ故薩埵正邦君が、駿河台ニ東京法学社トイフモノヲ起サレマシタ。其時期ハ確トシタコロハ分リマセヌガ、明治十二、三年ノ間デアリマス。幾ラ遅クト十三年夏ヨリ新シイコトハアリマセヌ。」(『法学志林』二十一号)とのべている。また、創立当初の東京法学社の設立場所について、筆者はかつて小野梓郎であったと書いた(『八十年史裏ばなし』「法政大学新聞」一九六〇年五月二十五日号)。これはあやまりであるので訂正しておきたい。創立当時、法制局少書記官で、民法課副長であった小野は、一八八〇年二月現在の住居は浅草橋場町である。だが、一八七七年四月発行の『改正官員録』によれば、東京法学社が設立された神田区北甲賀町十九番地は小野邸である。しかし、翌七八年七月の『官員録』には、すでに神田からさきの浅草に移っているのので、東京法学社を設立するにあたって小野と薩埵のあいだでなんらかの相談がなされたのではなかったかと推測される。小野は薩埵にとって民法課副課長としての上司であったばかりではなく、一八八一年に大隈重信が設立した立憲改進黨の創立当初からの同志であるからである。

(25) 奥平昌洪著『日本辯護士史』二九七頁。

(26) 郵便報知新聞、一八八〇年十月三十日につきのような広告をだしている。

「世人往々貴重の時間と金銭とを費し猶且公事に失敗して或は冤罪を蒙り或は貴重の財産を失ひ其伸暢すべきの権利を伸暢し得ざる者は職として現行の法律に疎く法理を視ざるの力に乏きこと一に法庭の辯論に依頼して其緊要なる訴答状を輕んずることに是れ因れり本社此に憂ふる所あり仍て今般監定局を本社中に設け十一月一日より民事と刑事とを問はずは權義に關する一切の事件を審議監定し及び訴答状を起草するの依頼に応せんとする又需めに応じて弁論の爲め適當の代言人を推挙すへし依て広告す

薩埵正邦小伝 (一)

六二

郵便等を以て依頼する諸君は一件書類の写明細の手續書を寄送し依頼あれば審議回答すへし

十三年十月

東京駿河台北甲賀町十九番地

東京法学社監定局 金丸 鉄

この監定局のその後については、『法政大学八十年史』一〇八頁以下を参照されたい。

(27) 郵便報知新聞、一八八〇年八月三十日。

(28) 「本社開校以来其日尚ほ浅しと雖も入学を請ふ者陸續として絶へず其十か八九は皆入塾を志願する者なり依て今般塾舎を開き来る十月一日より入塾を許す而して又従来の学科を増加して更に予科夜学の両科を設し予科には仏学を教授し仏蘭

西原書に就て法律を学ぶの階梯を開く夜学には刑法治罪法等の輪講を為し昼間講義に於て聴く所を復習せしめ又或は昼間

漏るる所の書を講せんとす因て之を江湖の有志諸君に報告す」郵便報知新聞、一八八〇年十月一日広告。

(29) 郵便報知新聞、一八八〇年十月二十五日。

(30) 「法律雜誌」一四五号(一八八〇年十二月十八日)、東京日日新聞(一八八〇年十二月二十四日)の広告。

「本社手狭に付今般左の処へ移転す就ては是迄入塾相断居候処以来差許候条此段及広告候也

追て監定局の事務も同所に於て取扱候事

明治十三年十二月十三日

東京神田区錦町二丁目三番地

東京神田区錦町二丁目三番地

東京法学社

右に付拙者共へ御用の諸君は東京法学社迄御来車を乞ふ

薩埵 正邦

金丸 鉄

伊藤 修

(31) 薩埵章氏所蔵。

(32) 霞五郎著『お濠に影をうつして』十五—十六頁。

(33)

「一、本校追々隆盛ニ赴キシニ付今般独立シテ東京法学校ト称シ東京法学校トノ關係ヲ絶チ候事

一、仏国法律大博士『ボアソナード』君爾來每週一回講義セラレ

一、右ニ付今般本校教課ヲ左ノ如ク定ム

○民法契約篇「ボアソナード」君○仏国行政法仏国法律博士「アッペール」君○仏国民法財産篇岩野新平君○英国民事
犯法及契約法法学士大原鎌三郎君○仏国訴訟法橋本胖三郎君○日本治罪法堀田正忠君○日本刑法治罪法輪講薩埵正邦君
討論会及ヒ法庭実地演習教員一統臨席

一、今般本校ニ於テ准員及ヒ討論会員ヲ募集ス有志ノ諸君ニハ規則書ヲ送ル可シ

明治十四年五月二十日

神田区錦町二丁目三番地

東京法学校

東京法学校

「法律雜誌」一八一号（一八八一年六月二十八日）。

なお、ボアソナードが來講する前に、東京法学校は、アッペールを招いて行政法講義会をひらいている。

「東京法学校 行政法講義会広告

今般司法省法律専門学校御雇仏国法律博士「アッペール」氏ヲ聘シテ仏国公法及行政法中吾邦ニ適切ノ部分

例へ中央
地方政治ノ

職制及ヒ直間税等ノ事ヨリ
可法行政ノ分繪ヲ云フ
ヲ聴講セントス仍テ有志ノ諸君ハ朝野遠近ヲ問ハス本会ニ加入アラン事ヲ請フ其規則ノ大略左ノ如

シ

一 会日ハ每週火曜日午後三時半ニ開キ同五時ニ閉ツ

一 会員ハ一年間退社スルヲ得ス

一 会員ハ一名毎ニ毎月五日迄ニ会費五十錢ヲ出ス可シ

一 遠地ニ在テ出席スル能ハサル者ニハ筆記印行一部宛ヲ送ル

右之通規定シ來ル三月第一火曜日（三月一日）本社ニ於テ發会致候条有志ノ諸君ハ宿所姓名ヲ記シ之ニ捺印シテ本月中

ニ本社ヘ送致アル可シ

薩埵正邦小伝 (一)

明治十四年二月

東京神田区錦町二丁目三番地

東京法学校

「法律雑誌」第一五七号(一八八一年二月二十八日)。

(34) 前掲『帝国名士叢伝』五三五頁。

(35) 千代田区役所編『千代田区史』中、四五七―四六一頁。『法政大学八十年史』一三三―一三八頁に全文引用。

(36) 薩埵は、ポアンナードの一八八〇年五月十三日から八一年四月十四日までの二十七回にわたる仏国民法売買篇の講義を筆記し、『仏国民法売買篇講義』として博聞社から八三年一月に出版している。

(37) 前掲『帝国名士叢伝』五三四頁。

(38) 拙著『自由民権思想の研究』一七〇―一七三頁参照。

(39) 「法学志林」臨時増刊四八号(一九〇三年十月十日)所収法政大学一覽参照。

(40) 中央法学会については、『法政大学八十年史』三七三―三七四頁参照。

(41) 拙稿「明治十四年の政変」『エコノミスト』一九六七年十月十八日号参照。

(42) 利谷信義「日本資本主義と法学エリート」『思想』四九三号、八九一頁。

(43) 西村真次著『小野梓伝』一九二頁。

(44) 前掲『帝国名士叢伝』五三六頁。

(45) 村井彦一郎著『帝国議員候補者評論』十二頁。

(46) 「法律雑誌」六八四号。

(47) 拙稿「急進的土族民権運動家の半生―『敗将軍』福井孝治の思想と行動」『日本歴史』一四四号参照。

(48) 前掲薩埵自筆の履歴書によると、「明治二十一年九月同校主幹ヲ辞シ専ラ教授ノ任ニ当レリ」と書かれている。しかし、この年の九月十二日に東京法学校が特別認可学校として認可されたときの学則には、薩埵は主幹で、第一年級の法学通論と第二年級の契約法、第三年級の付託、偶生、代理、和解をうけもっている。『法政大学八十年史』一五〇―一五一頁。おそらく、学則を文部省にさしだすまでは主幹であり、認可直後辞任したものと考えられる。

(49) 河津祐之の略歴と本学との関係については、『法政大学八十年史』(一五二—一五三頁)と、拙稿「八十年史裏ぼなし」

「法政大学新聞」一九六〇年二月五日号、四月五日号を参照。なお、河津の校長就任演説は、『法政大学八十年史』二十四

—二十五頁に全文引用している。

(50) 吉原三郎については、露崎弥編『吉原三郎追悼録』を参照。

(51) 「法律雑誌」五一三号(一八八六年三月三日)に、つぎのような広告がだされている。

「 広告

今般有志者協合シ高崎法学校ヲ設置シ東京法学校主幹薩埵正邦及ヒ山田東次ノ二氏ヲ講師ニ森崎照氏ヲ助教ニ聘シ来ル三月四日ヨリ法律学ヲ教授ス江湖ノ諸君入学アレ

本校ニ於テ教授スヘキ学科左ニ

刑法 治罪法 財産法 契約法 商法 売買法 証拠法 訴訟法 会社法

副科

擬律 擬判 輪講 討論会

明治十九年二月

群馬県上野国高崎通町

高崎法学校

主幹 久保田房次郎

」

また、同雑誌五二六号(一八八六年五月八日)には、「高崎法学校

盛大ニ至リ東京ヨリハ毎週薩埵正邦山田東次ノ両教員交モ出張シテ教授セラルガ同地ハ養蠶ノ地ナレバ当分養蠶ノ繁忙

ナル最中ハ休校スルコトトナシ去ル二日薩埵氏ノ講義了リテ後校員及生徒ノ親睦会ヲ開カレタリ」とある(二十五頁)。

(52) 横浜法律学校については、拙稿「明治政府の法学教育—明法寮と司法省法学校の史料を中心として—」(『法学志林』六

十四卷三・四合併号)でごく簡単にふれておいたが、そこでは創立をたしかめることができず、一八八七ごろと書いて

おいたが、創立が一八八六年四月であるという事実をたしかめることができたので訂正しておく。「法律雑誌」五九三号

(一八八七年四月十八日)に、「横浜法律学校紀年式」としてつぎのような「記事」がのっている。「法律学士代言人大塚成

吉氏ノ校主トナリテ横浜ニ一ノ法律学校ヲ設立セラルコトハ既ニ人ノ知ル所ナルカ去ル十四日ハ其紀年式ヲ同校ニ於テ挙

行セラレ沖神奈川県知事ヲ始め朝野ノ紳士數十名ノ来臨アリ最初ニ幹事遠藤愛博氏同校ノ沿革ヲ述ヘ次ニ講師及ヒ来賓諸君ノ祝辞アリ最後ニ校主大塚成吉氏ノ答辞アリ式終リテ後同所住吉町千登世ニ於テ鄙重ナル饗応アリ頗ル盛会ナリキ(七十九頁)。この記事の前にすでに、横浜法律学校は講義録第一号を發行した広告をだしている。同校の講師陣を知る参考としてかかけておく。

「 広告

本校曩ニ校外生ヲ募集セシ処豫定ノ人員満ルヲ以テ来ル十二月十日ヨリ講義録第一号ヲ発兌ス、尙有志ノ士ハ至急申込ミ有ヘシ○束脩金五十銭月謝四十銭○講義録毎月三回発兌ス○科目法律大意帝國大学卒業生乾孚志○刑法薩埵正邦○行政法法律学士福原直道○商法法律学士飯田宏作○代理法法律学士香坂駒太郎○契約篇法律学士寺尾亨○財産篇法律学士小野衛門大○治罪法充買編法律学士大塚成吉

右校外生諸君并ニ有志者へ報告ス

明治十九年十二月

横浜法律学校

「法律雜誌」五七〇号。

- (53) 「法律雜誌」六一六号(一八八七年八月十三日)、六九五号(一八八八年九月二十三日)、六九九号(一八八八年十月十三日)参照。なお、この講演旅行後、薩埵は「地方ノ実況ヲ見テ嘆アリ」と題する一文を「法律雜誌」七〇七号(一八八八年十一月二十三日)にのせているが、この内容については次号でのべる。

- (54) 「法律雜誌」四五一号(一八八五年四月十八日)より。発行所の時習社は当時京橋区弥左衛門町十五番地にあった。「法律雜誌」の編輯人は小山実、印刷人は黒岡安実である。時習社の持主が、これまでの八塚幹之助から薩埵にゆずりわたされたことについては「法律雜誌」四六六号(一八八五年七月三日)に社告がのっている。

- (55) 第三高等中学校法学部は、一八九〇年九月十一日に開設され、入学生が十九名あった。現在の京都大学教養部(旧制の第三高等学校)の前身である。現在、京都大学に、同年九月九日付の文部大臣芳川顕正より第三高等中学校々長折田彦市にあてた薩埵備い入れを許可した記録がのこされている。ここで月俸七十五円を支給された。同校での担当科目は、刑法、刑事訴訟法、実地演習であった(三高同窓会編『第三高等学校辯論部部史』一一二頁)。

- (56) ボアソナードは、一八七三年に來日していらい、日本に永住する決心で法典編纂と法学教育に心血をそそいだ。生前、

もつとも信頼し尊敬した政治家であった大久保利通の墓の側に葬ってくれとまで家人に語っていたといわれる（「京都総入新聞」一八八三年七月十四日）。その大久保が暗殺され、苦心の法典も、公布直前で英米法派や国粹主義者などから公布延期がかかった。一八九〇年から二年にかけて朝野を二分する延期派と断行派（フランス法系派、民権派）の大論争が展開され、ついにボアソナード法典は葬りさられてしまった。すでにこの時期は、自由民権派が弾圧され、かわって国権主義的傾向がよくなっていたため、梅謙次郎を総帥とする本学などのフランス法学派の奮闘もむなしく、ボアソナード法典を公布させることはできなかった。八九年四月の帰国は、法典編纂が終ったため、日本政府からその功績にたいして年金二千元を下賜され、休暇をもらったためであったのだが、すでにこのときのボアソナードの気持は、公布がおぼつかないのではないかということを感じていたのではないかと思う。

(57) 校友会雑誌である「壬申会雑誌」の創刊号（一八九二年三月十日）に、薩埵は「擬律問題及解答」をのせている。一八九五年四月二十二日に学内で演説討論部春期大討論会がひらかれ、「道徳ハ宗教ニ依ルニ非ズンバ完全ニ行フ能ハザル乎」というテーマをかかげ、前川亀二郎教授と学生の吉武源五郎が積極論者、薩埵教授と学生の林増之丞が消極論者の二派にわかれて討論を競った。この結果は、積極論が三十八名、消極論が二十一名で薩埵らが敗れている（「壬申会雑誌」十三号）。

(58) 『稿本神陵史』第四巻参照（京都大学教養部図書室所蔵）。九四年六月、第三高等中学校は、第三高等学校となり、壬申会も嶽水会と名称をかえた。薩埵は、この嶽水会の陸上運動部々長にえらばれている。「嶽水会雑誌」創刊号（一八九九年三月三十日）参照。この辞令は、現在薩埵章氏所蔵。

(59) 薩埵の死後、「法学協会雑誌」十五巻七号（一八九七年八月一日）に「故薩埵正邦君略伝」がのった。この史料は、本稿脱稿後に慶応義塾大学教授手塚豊博士の御教示によってはじめてわかったものである。そのため、本稿の小伝と事実とすこしちがうところがあるが、本学の大学史にとって貴重な史料であるので、今後の研究のために全文をかかげ、手塚教授に感謝の意を表すしだいである。

「我邦法学ノ先進薩埵正邦君逝ケリ我法学社会君ノ訃報ニ接シ誰カ哀惜セサルモノアランヤ予輩君ノ知友判事横山寛平氏ニ請テ君ノ略伝ヲ得之ヲ本誌ニ掲ケ以テ永ク君ノ功ヲ頌セント欲ス

薩埵正邦君^{フナト}裕堂又呑月ト号ス安政三年五月京都今出川千本ニ生ル父名ハ雄輔氏君ハ其長男ナリ年七才父ヲ喪フ祖父^{フナト}惟孝氏ニ育セラル薩埵氏ハ世々儒ヲ業トシ傍ラ心学ヲ説ク雄輔氏早世スルニ及ンテ惟孝氏代リテ教授ヲ司ル幾モナクシテ惟孝氏

亦ヌス母ハ千鶴尾氏賢ニシテ家庭能ク修マル君少クシテ学ヲ好ム然レトモ家貧ニシテ資給セス明治四年某氏君ノオヲ愛シ
資ヲ助ケ京都仏学校ニ入り仏学ヲ修メシム明治八年同校ノ廃セラルルヤ東京ニ出テ仏人レオン・ジュリー氏ニ就キ尙ホ仏
学ヲ修ム君ノ始メテ笈ヲ東京ニ負フヤ学資ノ給スヘキモ君以テ意トセス已ニシテ高知県人議官齋藤利行氏ニ寄食シ酒掃邸
対遂ニ普通学科ヲ卒フ後仏人ボアソナード氏ニ就キ法律学ヲ修メ意ニ一家ノ見ヲ立ツルニ至ル時ニ明治十三年ナリ当此時
我邦法律ノ思想ハ甚タ幼稚ニシテ且全国一ノ学校アルナシ君之ヲ慨シ卒先斯学ノ普及ヲ計リ同志二二三ト俱ニ日本講法社ヲ
設ケ後進ノ輩陶ニ從ヒシガ校運競ハズ遂ニ校舎ヲ東京神田錦町ニ移シ之ヲ東京法学校ト称シ君其主幹ト為リボアソナー
ド、アッペールニ博士ヲ始メ内国知名ノ富井博士外數氏ヲ増聘シ大ニ其規模ヲ改メ後復タ校舎ヲ同区小川町ニ移シ校運大
ニ振フ君ハ校務ニ從フノ餘法律雜誌ノ主筆ト為リ或ハ中央法学会ヲ創メ講義録ヲ頒ツ等斯学ノ進歩ニ資スル亦鮮カラス君
ノ著財産法講義刑法講義等アリ広ク世ニ行ハル後二十二年東京法学校ト東京仏学校ト合併シ和仏法律学校ト改称スルヤ君
亦理事兼講師タリ翌二十三年第三高等学校ニ法学部ヲ設クルヤ君ハ其講師ニ聘セラレテ京都ニ帰ル亦令名アリ翌年九月同
校教授ニ任シ七級俸下賜セラレ同年十二月從七位ニ叙セラルル廿六年十二月六級俸下賜廿九年一月正七位ニ叙セラル三十年
五月五級俸下賜セラレ同年六月官制改正六級俸下賜セラレ

如意ノ山月猶ホ浮雲ニ蔽ハル墨陀ノ桜花盞ニ狂風ナキヲ期セン君カ我法律学ノ為メカラ尽セシコト十年一日ノ如シ今後亦
君ニ待ツコト多々ナリシニ天寿ヲ斯人ニ仮サズ君ハ明治三十年五月下旬難疽ヲ患ヒ余病併発シ同年六月十有四日終ニ不起
ノ客ト為ル越テ同月十七日洛北大徳寺芳春院ニ葬ル行年四十二(八五八—八六〇頁)。

(付記)

本稿をまとめるにあたって、筆者は一九六六年八月十四日から十日間、公務をおびて京都、大阪地方に法政大学史の史
料調査のため出張した。このとき同行して史料蒐集に協力していただいた法政精神研究会の学生、青木昭、小原英之、
金原勝郎、西塚謙一、松島洋一、柳崎新治、山崎正明の諸君に感謝の意を表するしだいである。

(未完)